

幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画

1 幼児期の教育・保育の推進

(1) 区域の設定

幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策を定める単位として、区域を設定します。(表 4.1)

区域数は、隣接市町間における幼稚園や保育所の広域利用の実態に即し、8区域とします。この区域は、教育・保育施設の認可・認定の際に行われる需給調整の判断基準となります。なお、教育・保育施設の利用は、区域を越えた利用を妨げるものではありません。

表 4.1 区域一覧

区域名	構成市町
賀 茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町
熱海伊東	熱海市、伊東市
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町
富 士	富士宮市、富士市
静 岡	静岡市
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
中 東 遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町
西 部	浜松市、湖西市

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策は、認定区分ごと、申込率の年度推移や市町が実施した利用希望調査等により定めます。

教育・保育の量の見込みは、市町子ども・子育て支援事業計画における数値を、区域ごとに集計した数値とします。(表 4.2～4.10)

提供体制の確保方策は、原則として国の「子育て安心プラン」が示す令和2年度末までに、量の見込みを充足し、保育士の確保を進めることで、待機児童が解消できるよう、各年度における提供体制の確保方策を定めます。

表4.2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（県全域）

(単位：人)

【 県全域 】			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
1号認定 3歳 就学前・ 教育のみ	量 の 見 込 み	A	39,643	37,790	35,620	34,150	33,102
	確 保 方 策	B=C+D	61,710	60,949	60,027	59,693	59,335
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	38,100	37,848	37,662	37,374	37,072
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	23,610	23,101	22,365	22,319	22,263
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	22,067	23,159	24,407	25,543	26,233
2号認定 3歳 就学前・ 保育の 必要性あり	量 の 見 込 み※1	F=G+H	42,186	41,644	40,850	40,539	40,480
	教 育 ニ ー ズ (幼児期の学校教育 の利用希望が強い)	G	4,358	4,265	4,178	4,150	4,140
	保 育 ニ ー ズ (上記以外)	H	37,828	37,379	36,672	36,389	36,340
	確 保 方 策	I=J+K	45,220	45,660	46,041	46,283	46,425
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	43,065	43,447	43,902	44,098	44,184
	認可外保育施設※2	K	2,155	2,213	2,139	2,185	2,241
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	3,034	4,016	5,191	5,744	5,945
3号認定 0歳 2歳 保育の 必要性あり	量 の 見 込 み	M	33,017	32,864	32,819	32,513	32,184
	確 保 方 策	N=O+P+Q	35,088	35,780	36,293	36,554	36,717
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	28,865	29,161	29,432	29,527	29,525
	特 定 地 域 型 保 育 事 業 所	P	4,704	5,137	5,419	5,587	5,756
	認可外保育施設※2	Q	1,519	1,482	1,442	1,440	1,436
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	2,071	2,916	3,474	4,041	4,533

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園を利用する場合がある

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表 4.3 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（賀茂区域）

(単位：人)

【 賀茂区域 】			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町							
1 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 教 育 の み	量 の 見 込 み	A	250	222	207	203	197
	確 保 方 策	B=C+D	1,006	1,006	952	952	925
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	1,006	1,006	952	952	925
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	0	0	0	0	0
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	756	784	745	749	728
2 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	F=G+H	571	524	504	495	488
	教育二一ズ ※ 1	G	56	48	49	52	55
	保育二一ズ (上記以外)	H	515	476	455	443	433
	確 保 方 策	I=J+K	705	705	681	681	659
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	675	675	651	651	629
	認可外保育施設 ※ 2	K	30	30	30	30	30
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	134	181	177	186	171
3 号 認 定 0 〜 2 歳 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	M	270	261	251	241	232
	確 保 方 策	N= O+P+Q	409	409	397	397	395
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	351	351	339	339	337
	特定地域型 保育事業所	P	48	48	48	48	48
	認可外保育施設 ※ 2	Q	10	10	10	10	10
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	139	148	146	156	163

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表 4.4 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（熱海伊東区域）

(単位：人)

【 熱海伊東区域 】 熱海市、伊東市			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 教 育 の み	量 の 見 込 み	A	634	623	586	554	541
	確 保 方 策	B=C+D	1,087	1,019	1,019	1,019	1,019
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	1,087	1,019	1,019	1,019	1,019
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	0	0	0	0	0
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	453	396	433	465	478
2 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	F=G+H	782	750	740	705	691
	教育ニーズ ※ 1	G	30	28	27	27	27
	保育ニーズ (上記以外)	H	752	722	713	678	664
	確 保 方 策	I=J+K	835	835	835	835	835
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	835	835	835	835	835
	認可外保育施設 ※ 2	K	0	0	0	0	0
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	53	85	95	130	144
3 号 認 定 0 〜 2 歳 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	M	597	583	569	563	526
	確 保 方 策	N= O+P+Q	642	642	642	640	636
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	562	562	562	562	562
	特定地域型 保育事業所	P	74	74	74	74	74
	認可外保育施設 ※ 2	Q	6	6	6	4	0
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	45	59	73	77	110

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表 4.5 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（駿東田方区域）

(単位：人)

【 駿東田方区域 】 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市 函南町、清水町、長泉町、小山町			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 教 育 の み	量 の 見 込 み	A	6,671	6,345	5,992	5,805	5,669
	確 保 方 策	B=C+D	11,566	11,572	11,572	11,601	11,601
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	9,061	9,067	9,067	9,106	9,106
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	2,505	2,505	2,505	2,495	2,495
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	4,895	5,227	5,580	5,796	5,932
2 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	F=G+H	7,601	7,440	7,241	7,136	7,072
	教育ニーズ ※ 1	G	129	123	117	116	115
	保育ニーズ (上記以外)	H	7,472	7,317	7,124	7,020	6,957
	確 保 方 策	I=J+K	7,955	8,027	8,055	8,133	8,127
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	7,688	7,761	7,790	7,858	7,852
	認可外保育施設 ※ 2	K	267	266	265	275	275
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	354	587	814	997	1,055
3 号 認 定 0 〜 2 歳 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	M	5,245	5,195	5,158	5,085	5,002
	確 保 方 策	N= O+P+Q	5,745	5,808	5,839	5,869	5,861
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	4,890	4,950	4,981	5,011	5,003
	特定地域型 保育事業所	P	631	650	650	650	650
	認可外保育施設 ※ 2	Q	224	208	208	208	208
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	500	613	681	784	859

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表 4.6 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（富士区域）

（単位：人）

【 富士区域 】 富士宮市、富士市			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 教 育 の み	量 の 見 込 み	A	4,526	4,415	4,178	4,107	4,059
	確 保 方 策	B=C+D	6,573	6,559	6,373	6,373	6,280
	特定教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	C	3,273	3,429	3,243	3,243	3,150
	確認を受けない幼稚園 （私学助成を受ける幼稚園）	D	3,300	3,130	3,130	3,130	3,130
	過 不 足 （確保方策－量の見込み）	E=B-A	2,047	2,144	2,195	2,266	2,221
2 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	F=G+H	4,144	4,018	3,871	3,778	3,743
	教育二一ズ ※ 1	G	0	0	0	0	0
	保育二一ズ （上記以外）	H	4,144	4,018	3,871	3,778	3,743
	確 保 方 策	I=J+K	4,777	4,831	4,831	4,831	4,831
	特定教育・保育施設 （保育所、認定こども園）	J	4,777	4,831	4,831	4,831	4,831
	認可外保育施設 ※ 2	K	0	0	0	0	0
	過 不 足 （確保方策－量の見込み）	L=I-F	633	813	960	1,053	1,088
3 号 認 定 0 〜 2 歳 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	M	2,880	2,867	2,841	2,784	2,728
	確 保 方 策	N= O+P+Q	3,173	3,209	3,209	3,209	3,209
	特定教育・保育施設 （保育所、認定こども園）	O	2,432	2,468	2,468	2,468	2,468
	特定地域型 保育事業所	P	438	438	438	438	438
	認可外保育施設 ※ 2	Q	303	303	303	303	303
	過 不 足 （確保方策－量の見込み）	R=N-M	293	342	368	425	481

※1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表 4.7 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（静岡区域）

（単位：人）

【 静岡区域 】 静岡市			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 号 認 定 3 歳 以 上 就 学 前 ・ 教 育 の み	量 の 見 込 み	A	6,553	5,984	5,345	4,833	4,370
	確 保 方 策	B=C+D	8,079	8,020	8,069	8,033	7,977
	特定教育・保育施設 （幼稚園、認定こども園）	C	4,552	4,552	4,737	4,737	4,737
	確認を受けない幼稚園 （私学助成を受ける幼稚園）	D	3,527	3,468	3,332	3,296	3,240
	過 不 足 （確保方策－量の見込み）	E=B-A	1,526	2,036	2,724	3,200	3,607
2 号 認 定 3 歳 以 上 就 学 前 ・ 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	F=G+H	8,492	8,643	8,634	8,734	8,892
	教育ニーズ ※ 1	G	1,219	1,240	1,239	1,255	1,276
	保育ニーズ （上記以外）	H	7,273	7,403	7,395	7,479	7,616
	確 保 方 策	I=J+K	9,150	9,209	9,219	9,150	9,209
	特定教育・保育施設 （保育所、認定こども園）	J	9,019	9,019	9,057	9,057	9,057
	認可外保育施設 ※ 2	K	131	190	162	198	254
	過 不 足 （確保方策－量の見込み）	L=I-F	658	566	585	416	317
3 号 認 定 0 歳 以 上 2 歳 以 下 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	M	6,724	6,681	6,765	6,782	6,816
	確 保 方 策	N=O+P+Q	7,054	7,054	7,069	7,069	7,069
	特定教育・保育施設 （保育所、認定こども園）	O	5,833	5,833	5,866	5,866	5,866
	特定地域型 保育事業所	P	1,025	1,025	1,007	1,007	1,007
	認可外保育施設 ※ 2	Q	196	196	196	196	196
	過 不 足 （確保方策－量の見込み）	R=N-M	330	373	304	287	253

※ 1 2 号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※ 2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表 4.8 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（志太榛原区域）

(単位：人)

【 志太榛原区域 】			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町							
1 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 教 育 の み	量 の 見 込 み	A	5,366	5,221	4,992	4,866	4,805
	確 保 方 策	B=C+D	9,306	9,212	8,788	8,788	8,788
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	3,443	3,539	3,715	3,715	3,715
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	5,863	5,673	5,073	5,073	5,073
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	3,940	3,991	3,796	3,922	3,983
2 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	F=G+H	4,390	4,264	4,128	4,048	4,010
	教育ニーズ ※ 1	G	6	4	4	4	4
	保育ニーズ (上記以外)	H	4,384	4,260	4,124	4,044	4,006
	確 保 方 策	I=J+K	5,002	5,062	5,206	5,206	5,206
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	4,714	4,774	4,918	4,918	4,918
	認可外保育施設 ※ 2	K	288	288	288	288	288
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	612	798	1,078	1,158	1,196
3 号 認 定 0 〜 2 歳 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	M	3,712	3,698	3,657	3,596	3,535
	確 保 方 策	N= O+P+Q	4,388	4,418	4,478	4,478	4,478
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	3,195	3,225	3,285	3,285	3,285
	特定地域型 保育事業所	P	998	998	998	998	998
	認可外保育施設 ※ 2	Q	195	195	195	195	195
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	676	720	821	882	943

※ 1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※ 2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表 4.9 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（中東遠区域）

(単位：人)

【 中東遠区域 】			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町							
1 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 教 育 の み	量 の 見 込 み	A	5,852	5,549	5,207	4,870	4,659
	確 保 方 策	B=C+D	9,928	9,551	9,229	8,902	8,720
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	9,338	8,961	8,639	8,312	8,130
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	590	590	590	590	590
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	4,076	4,002	4,022	4,032	4,061
2 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	F=G+H	6,049	6,192	6,223	6,322	6,366
	教育ニーズ ※ 1	G	290	280	275	275	270
	保育ニーズ (上記以外)	H	5,759	5,912	5,948	6,047	6,096
	確 保 方 策	I=J+K	6,587	6,788	6,966	7,097	7,199
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	5,418	5,619	5,842	5,973	6,075
	認可外保育施設 ※ 2	K	1,169	1,169	1,124	1,124	1,124
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	538	596	743	775	833
3 号 認 定 0 〜 2 歳 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	M	4,825	4,908	5,044	5,069	5,098
	確 保 方 策	N= O+P+Q	4,912	5,164	5,256	5,328	5,347
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	3,831	3,981	4,113	4,185	4,185
	特定地域型 保育事業所	P	704	827	827	827	846
	認可外保育施設 ※ 2	Q	377	356	316	316	316
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	87	256	212	259	249

※ 1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※ 2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

表 4.10 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策（西部区域）

(単位：人)

【 西部区域 】 浜松市、湖西市			2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
1 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 教 育 の み	量 の 見 込 み	A	9,791	9,431	9,113	8,912	8,802
	確 保 方 策	B=C+D	14,165	14,010	14,025	14,025	14,025
	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	C	6,340	6,275	6,290	6,290	6,290
	確認を受けない幼稚園 (私学助成を受ける幼稚園)	D	7,825	7,735	7,735	7,735	7,735
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	E=B-A	4,374	4,579	4,912	5,113	5,223
2 号 認 定 3 歳 〜 就 学 前 ・ 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	F=G+H	10,157	9,813	9,509	9,321	9,218
	教育ニーズ ※ 1	G	2,628	2,542	2,467	2,421	2,393
	保育ニーズ (上記以外)	H	7,529	7,271	7,042	6,900	6,825
	確 保 方 策	I=J+K	10,209	10,203	10,248	10,245	10,257
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	J	9,939	9,933	9,978	9,975	9,987
	認可外保育施設 ※ 2	K	270	270	270	270	270
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	L=I-F	52	390	739	924	1,039
3 号 認 定 0 〜 2 歳 保 育 の 必 要 性 あ り	量 の 見 込 み	M	8,764	8,671	8,534	8,393	8,247
	確 保 方 策	N= O+P+Q	8,765	9,076	9,403	9,564	9,722
	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	O	7,771	7,791	7,818	7,811	7,819
	特定地域型 保育事業所	P	786	1,077	1,377	1,545	1,695
	認可外保育施設 ※ 2	Q	208	208	208	208	208
	過 不 足 (確保方策－量の見込み)	R=N-M	1	405	869	1,171	1,475

※ 1 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者（認定こども園等の利用）

※ 2 地方自治体が、一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等

(3) 県の認可・認定に関する需給調整の考え方

ア 基本的な考え方

申請をした認定こども園や保育所が適格性、認可基準を満たす場合は認可・認定します。

ただし、当該認定こども園や保育所が所在する区域における教育・保育施設の利用定員の総数(確認を受けない幼稚園の定員を含む)が、本計画で定める量の見込み(必要な利用定員の総数)に既に達しているか、認可・認定によってこれを超えることになるかと認める場合には、需給調整します。

イ 認定こども園に移行する場合の需給調整

既存の幼稚園や保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、認可・認定基準を満たす限り、利用定員の総数が量の見込みを上回る場合にも、原則として認可・認定し、移行を促進します。

なお、需給調整により認可・認定できないことがないよう量の見込みに「県計画で定める数」を上乗せできますが、具体的な数値は定めず、認定こども園への移行を促進します。

(4) 幼児期の教育・保育の一体的提供

ア 認定こども園の普及

認定こども園が幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況とその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れる施設であることを踏まえ、目標設置数を定めます。(表 4.11)

表 4.11 認定こども園の目標設置数

(単位：箇所)

区 域		2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
賀 茂	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町	6	6	6	6	6
熱海伊東	熱海市、伊東市	1	2	2	2	2
駿東田方	沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町	39	40	41	43	43
富 士	富士宮市、富士市	23	24	24	24	24
静 岡	静岡市	103	103	105	105	105
志太榛原	島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町	23	24	26	26	26
中 東 遠	磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町	40	45	48	50	52
西 部	浜松市、湖西市	71	73	74	74	74
合 計		306	317	326	330	332

イ 乳幼児期の人格形成に向けた質の高い教育・保育の提供

乳幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、すべての就学前の児童に対し、幼稚園教諭や保育士等による質の高い教育・保育を十分に提供できる環境が必要です。

このため、子どもの達成感を重視した生活や遊びを支援するための知識・技術を高める幼児教育センター主催研修のほか、幼小の接続や人材育成の取組を情報共有する市町幼児教育担当者連絡会等を実施します。

ウ 教育・保育施設や地域型保育事業を行う者の相互の連携

小規模保育事業等の地域型保育事業は、原則、満3歳未満の児童を対象に、少人数で保育を行います。

このため、満3歳以降の利用先となる認定こども園や保育所等との連携が円滑に行われるよう、施設確保の必要性や、連携施設がない場合に給付費が減額となることを、市町に対して周知します。

エ 施設等利用給付の円滑な実施の確保に向けた必要な市町との連携

市町による子育てのための施設等利用給付が円滑に行われるよう、次のとおり連携します。

- ・市町が行う特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示に対する県による施設等の情報提供
- ・法に基づく、市町の指導等の事務執行や権限行使に際し、県と市町間での施設情報の共有のほか、県と市町による合同の立入調査や関係法令に基づく是正指導
- ・市町相互や市町と県との間で、預かり保育や認可外保育施設等の基本的な情報の共有

(5) 特定教育・保育と特定地域型保育の従事者数

確保方策をもとに、子どもの年齢別における実際の職員配置割合により、保育従事者の必要見込数を算定します。(表 4.12)

表 4.12 特定教育・保育と特定地域型保育の必要見込み従事者数

(単位：人)

【県全域】	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
保 育 教 諭	5,494	5,580	5,638	5,660	5,672
保 育 士	9,296	9,468	9,597	9,662	9,709
幼 稚 園 教 諭	2,634	2,511	2,367	2,269	2,200
保 育 従 事 者 ※1	27	33	33	33	33
家 庭 的 保 育 者 ※2	60	60	60	60	60
家 庭 的 保 育 補 助 者 ※3	23	23	23	23	23

※1：小規模保育事業B型における保育従事者

※2：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育者

※3：小規模保育事業C型及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

(6) 教育・保育情報の公表

教育・保育を提供する施設等の情報を公表することは、施設・事業の透明性を高めていくために必要です。

また、小学校就学前の子どもを持つ保護者が、教育・保育を子どもに受けさせる機会を確保するためにも施設等の情報は必要です。

このため、開所時間や利用定員、設備など施設等から報告された内容を、県ホームページで公表します。

2 放課後児童対策の推進

(1) 放課後児童クラブの量の見込みと確保方策

放課後児童クラブの量の見込みと提供体制の確保方策は、申込率の年度推移や市町が実施した利用希望調査等により定めます。

提供体制の確保方策は、原則として国の「新・放課後子ども総合プラン」が示す令和3年度末までに、量の見込みを充足し、放課後児童支援員の確保を進めることで、待機児童が解消できるよう、各年度における提供体制の確保方策を定めます。(表 4.13)

表 4.13 放課後児童クラブの量の見込みと提供体制の確保方策

(単位：人)

【 県全域 】		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
量 の 見 込 み	A=B~G	36,768	37,154	37,322	37,369	37,251
小学校 1 年生	B	11,439	11,549	11,592	11,542	11,393
小学校 2 年生	C	10,211	10,289	10,351	10,379	10,335
小学校 3 年生	D	7,982	8,039	8,053	8,116	8,131
小学校 4 年生	E	4,573	4,633	4,670	4,670	4,734
小学校 5 年生	F	1,841	1,869	1,870	1,870	1,850
小学校 6 年生	G	722	775	786	792	808
確 保 方 策	H	37,617	39,093	40,123	40,834	41,328
過 不 足 (確保方策－量の見込)	I=H-A	849	1,939	2,801	3,465	4,077

(2) 放課後子供教室との一体型の推進

放課後等を、放課後児童クラブや放課後子供教室で安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができることが求められています。

放課後児童クラブは、共働き家庭等の児童に日々の生活や遊びの場を常時提供し、放課後子供教室は、全ての児童を対象に学習や体験活動の場を随時提供するものです。

放課後児童クラブを生活の場とする児童が、放課後子供教室の学習や体験活動に参加できるように「学校・家庭・地域連携推進委員会」において、現状を把握し両事業の連携方策の検討を行い一体的な又は連携した実施に取り組んでいきます。

なお、実施に当たっては、地域学校協働活動の実施計画と「新・放課後子ども総合プラン」の事業計画との整合をとり、進めていきます。

(3) 放課後児童クラブの従事者数

放課後児童支援員と補助員を合わせた必要見込数を算出します。(表 4.14)

表 4.14 放課後児童クラブの必要見込み従事者数

(単位：人)

区分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
放課後児童支援員等	3,972	4,137	4,258	4,354	4,414

